

掲載内容

第1章

複数請求訴訟の実務

第1 請求の併合・訴えの変更

Q & A

- Q1 複数請求訴訟の種類、態様、要件
- Q2 複数請求訴訟の態様の選択
- Q3 複数請求訴訟を提起された被告の対応
- Q4 訴えの変更の意義、態様
- Q5 訴えの変更の要件（請求の基礎の同一性）
- Q6 訴えの変更の要件（著しく訴訟手続を遅滞させないこと）
- Q7 訴えの変更の手続
- Q8 訴えの変更を検討すべき場合
- Q9 訴えの変更のリスク・デメリット
- Q10 訴えの変更への対応
- Q11 訴状送達前の被告の変更の可否
- Q12 複数請求訴訟の訴額・貼用印紙額
- Q13 併合事件と控訴

ケース

- Case1 弁護士会照会に対する報告拒絶についての損害賠償請求訴訟において、弁護士会照会に対する報告義務確認請求を追加することの可否
- Case2 訴え却下の判決に対する控訴審における訴えの変更
- Case3 請求の基礎の同一性に疑義がある場合の訴えの変更
- Case4 新請求を主位的請求とし旧請求を予備的請求とする訴えの追加的変更
- Case5 訴えの交換的変更による新請求の消滅時効完成猶予効
- Case6 控訴審における過失主張の繰入替え
- Case7 民事訴訟と行政事件訴訟との併合

第2 反訴・関連別訴の提起

Q & A

- Q14 反訴の意義、態様
- Q15 反訴の要件（関連性）
- Q16 反訴の要件（その他）
- Q17 反訴の手数料
- Q18 控訴審における反訴
- Q19 特殊な反訴
- Q20 反訴と相殺の抗弁
- Q21 反訴を検討すべき場合
- Q22 反訴のリスク・デメリット
- Q23 反訴への対応
- Q24 反訴事件と控訴
- Q25 中間確認の訴え
- Q26 別訴提起＋弁論併合
- Q27 二重起訴禁止

Q28 複数請求訴訟における和解

ケース

- Case8 反訴請求債権を自動債権、本訴請求債権を受働債権とする相殺抗弁の可否
- Case9 本訴原告以外の第三者を原告と共に反訴被告とすることの可否
- Case10 反訴提起の可否（本訴請求との重要な争点の共通性）
- Case11 反訴提起の可否（本訴請求の発生原因との共通性の有無）

第2章

多数当事者訴訟の実務

第1 共同訴訟

Q & A

- Q29 共同訴訟の諸類型
- Q30 通常共同訴訟の意義、要件
- Q31 共同訴訟人間の規律（共同訴訟人独立の原則）
- Q32 共同訴訟人間の規律（証拠共通）
- Q33 同時審判申出共同訴訟
- Q34 固有必要的共同訴訟の意義、要件
- Q35 固有必要的共同訴訟（共有者が原告の場合）
- Q36 固有必要的共同訴訟（共有者が被告の場合）
- Q37 固有必要的共同訴訟（共有者間の紛争）
- Q38 類似必要的共同訴訟の意義、要件、具体例
- Q39 必要的共同訴訟の審理における規律
- Q40 必要的共同訴訟における取下げの規律
- Q41 必要的共同訴訟における控訴時の規律
- Q42 共同訴訟とするか別訴とするかの判断基準
- Q43 事後的に通常共同訴訟の成立を望む場合
- Q44 請求の相手方とすべき者が既に同種事案で別の原告から訴えられている場合
- Q45 改正民法による共同訴訟をめぐる民事裁判実務への影響

ケース

- Case12 土地共有者中に境界確定の訴えを提起することに同調しない者がいる場合
- Case13 所有権移転登記請求事件において被告となる共同相続人らの一部に協力的な者がいる場合

第2 訴訟参加

Q & A

- Q46 訴訟参加の諸類型

Q47 補助参加の意義と要件

- Q48 訴訟の結果に利害関係を有していること
- Q49 補助参加の申出
- Q50 補助参加人の地位
- Q51 補助参加人による上訴
- Q52 補助参加人に対する判決の効力
- Q53 会社による取締役の責任追及の訴えに対する株主の訴訟参加
- Q54 株主代表訴訟への会社の補助参加
- Q55 訴訟告知
- Q56 訴訟告知の効果
- Q57 民法改正後の代位訴訟における訴訟告知と訴訟参加
- Q58 民法改正後の取消訴訟における訴訟告知と訴訟参加
- Q59 独立当事者参加の意義、要件、方式
- Q60 独立当事者参加訴訟の審理
- Q61 独立当事者参加訴訟における二当事者間の和解
- Q62 独立当事者参加訴訟における取下げ
- Q63 独立当事者参加訴訟における上訴
- Q64 独立当事者参加訴訟における上訴の移審の範囲
- Q65 訴訟脱退
- Q66 共同訴訟参加
- Q67 共同訴訟的補助参加

ケース

- Case14 補助参加の可否と独立当事者参加の可否
- Case15 参加的効力の及ぶ範囲
- Case16 交通事故被害者を治療した病院が交通事故加害者から訴訟告知を受けた場合の対応
- Case17 馴れ合い訴訟で権利が害されそうな第三者の対抗手段

第3 訴訟承継

Q & A

- Q68 訴訟承継の意義と効果
- Q69 当然承継
- Q70 訴訟係属中の依頼者の死亡
- Q71 権利承継人による参加承継の手続
- Q72 義務承継人による参加承継の手続
- Q73 義務承継人に対する訴訟引受けの申立て
- Q74 権利承継人に対する訴訟引受けの申立て

ケース

- Case18 訴訟引受けの申立ての可否
- Case19 係争物の特定承継があった場合の承継手続とその後の訴訟構造
- Case20 訴訟係属前の当事者の死亡

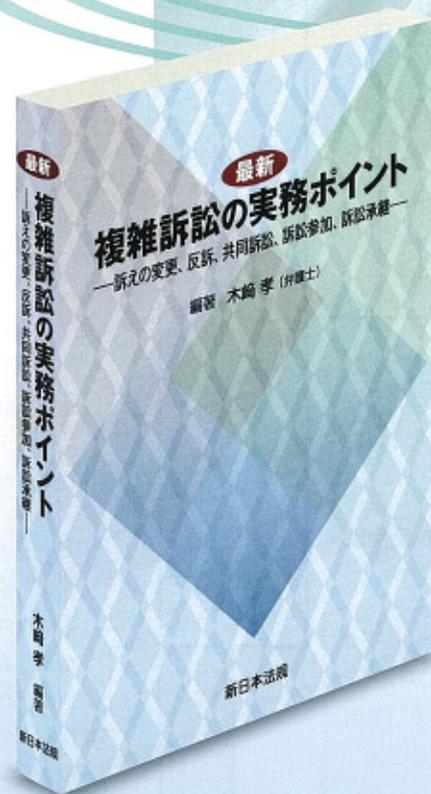
内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

迅速・的確な事案処理をサポート!

最新 複雑訴訟の実務ポイント

— 訴えの変更、反訴、共同訴訟、訴訟参加、訴訟承継 —

編著：木崎孝（弁護士）



複雑訴訟の要件・手続や訴訟実務の留意点を「Q&A」としてわかりやすく解説しています。

「ケース」として具体的な事例形式で実務対応のポイントを示し、解説しています。

元司法研修所教官である弁護士が中心となり、実務経験を踏まえて執筆した確かな内容です。

A5判・総頁376頁
定価 5,170円（本体4,700円）
送料460円

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
（土・日・祝日を除く）
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 4,730円（本体4,300円）



Q 2 複数請求訴訟の態様の選択

Q 同一の被告に対して一つの訴えをもって複数の請求をする場合、単純併合とするか予備的併合とするか選択的併合とするかをどのように判断すればよいでしょうか。

A 複数の請求全てについて審理及び判決を求める場合には単純併合、複数の請求が非両立の関係にある場合には予備的併合、請求権競合のように同一目的に向けられた法律上両立し得る関係にある複数請求の場合には選択的併合を選択します。これが基本ですが、実務では、当事者に実益があって、手続上も特に弊害がなければ、これと違った申立ても許容されています。

解説

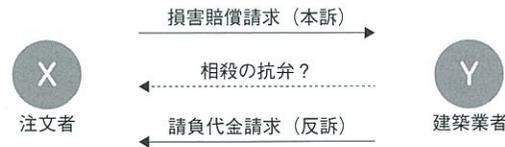
1 複数請求の併合態様

同一の被告に対して、一つの訴えをもって複数の請求をする場合の併合態様です。訴えが併合されず、審理も併合されず、裁判所も併合されず。

ケース

Case 8 反訴請求債権を自動債権、本訴請求債権を受働債権とする相殺抗弁の可否

建築瑕疵を原因とする損害賠償請求（本訴）の被告となった建築業者（Y）が、注文者である本訴原告（X）に対して、報酬債権を請求する反訴を提起しています。本訴において当該報酬債権を自動債権とする相殺の抗弁を主張することは、二重起訴禁止との関係で問題ないでしょうか。



ポイント

- ① 係属中の別訴において訴訟物となっている債権を自動債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは、重複起訴を禁じた民事訴訟法の趣旨に反し許されないとするのが判例の原則的立場。
② 例外として、本訴及び反訴が係属中に、反訴請求債権を自動債権とし、本訴請求債権を受働債権として相殺の抗弁

については反訴請求としない趣旨の予備的抗弁に変更される。

解説

1 相殺の抗弁と既判力

相殺の抗弁とは、民事訴訟法上、原告の給付請求に対して、被告が原告の請求権とは独立した自らの債権（反対債権）を、原告の請求債権と対当額で訴訟上相殺することで、原告の請求を排斥するための防御方法です。

判決において、相殺の抗弁について判断がされた場合には、その判断は、相殺をもって対抗された額について既判力を生じることとされています（民訴114②）。

これは、仮に相殺の抗弁に対する判断に既判力が認められないとすると、被告は、相殺の抗弁が認められて原告の請求が棄却された場合でも、あるいは、相殺の抗弁を排斥されて敗訴した場合であっても、後日別訴をもって反対債権の存在を主張してこれを請求することができ

る。このように、既判力の範囲において、相殺の抗弁が認められて原告の請求が棄却された場合でも、あるいは、相殺の抗弁を排斥されて敗訴した場合であっても、後日別訴をもって反対債権の存在を主張してこれを請求することができ

2 相

民事訴訟法を提起

8年4月8日判決（判タ937・262）は、二重審理による訴訟不経済、既判力の矛盾・抵触を理由に、後行する別訴を重複起訴禁止規定の趣旨から許されないと判示しました。

4 本ケースの場合

本ケースは、建築工事を請け負った建築業者が、注文者から工事の瑕疵を理由に損害賠償請求訴訟（本訴）を提起されたのに対し、報酬債権（請負代金債権）を請求する反訴を提起したという事案であり、前述した平成18年最高裁判決のケースとはほぼ同じ事案です。

したがって、上記判例の趣旨からすれば、本ケースの建築業者は、損害賠償請求訴訟（本訴）において、反訴で請求している報酬債権を自動債権として相殺の抗弁を提出することができるということになります。

ただし、裁判所が、上記相殺の抗弁により原告の損害賠償請求権が消滅したと認定して、本訴について原告（注文者）の請求棄却の判決をする場合、建築業者の反訴請求のうち、上記相殺に供された金額については請求しなかったことになるので、反訴請求が認容されたとし、相殺に供した金額が減額されることとなります。

<参考判例>

- 本訴及び反訴が係属中の別訴において訴訟物となっている債権を自動債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは、重複起訴を禁じた民事訴訟法の趣旨に反し許されないとするのが判例の原則的立場。
○本訴及び反訴が係属中に、反訴請求債権を自動債権とし、本訴請求債権を受働債権として相殺の抗弁

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂原町2丁目6番地

Q 49 補助参加の申出

Q 補助参加の申出の方法について説明してください。

A 補助参加の申出は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をすべき裁判所に対して行わなければならない（民訴43①）。

申出は口頭でも可能ですが（民訴規1①）、通常は書面によってなされ、参加人から提出された副本が当事者双方に送達されます（民訴規20①②）。

申出には印紙及び送達用郵便料の予納が必要です。
なお、上訴提起等の訴訟行為とともに補助参加を申し出ることが可能です（民訴43②）。

解説

1 補助参加の申出の方法

補助参加の申出は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をすべき裁判所に対して行わなければならない（民訴43①）。

補助参加①、通正本に

2 参加

Q 57 民法改正後の代位訴訟における訴訟告知と訴訟参加

Q 民法改正により、代位権行使が訴訟提起による場合には、債権者は債務者に対して訴訟告知を行うことが義務付けられました（改正民法423条の6）。訴訟告知を受けた債務者としては、どのように対応することが考えられるでしょうか。

A 訴訟告知を受けた債務者は、代位訴訟における不利益な判決の効力が自らに及ぶのを避けるために、代位訴訟に参加することが考えられます。この場合における訴訟参加の形態は、共同訴訟参加とする考え方が有力です。

解説

1 債務者に対する訴訟告知

改正民法423条の6は、債権者が、債権者代位訴訟を提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならないとしました。

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.11)51001461